

外ヶ浜町空き家・空き地の利活用に関するパートナーシップ協定書

公益社団法人青森県宅地建物取引業協会（以下「甲」という。）、公益社団法人全日本不動産協会青森県本部（以下「乙」という。）及び外ヶ浜町（以下「丙」という。）は、町内の空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の利活用に取り込むことについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携し、空き家等の利活用に関する取組を行うことにより、町民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互に連携協力を図りながら次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 空き家等の利活用を促進する取組
- (2) 空き家が危険家屋となることを予防するための啓発に係る取組
- (3) その他空き家等の利活用の促進に関し、必要と認められる取組

2 前項各号に掲げる取組を実行する場合にあっては、必要に応じて協議をもつものとし、具体的な取組内容については相互に合意の上、決定するものとする。

（担当窓口）

第3条 この協定に関する担当窓口は、甲の青森支部、乙の青森県本部事務局、丙の企画政策課とする。

（協定の効力及び更新）

第4条 この協定は、協定を締結した日から1年間をもって終了する。ただし、期間満了1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、別に

甲、乙及び丙が協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が各自署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年1月19日

甲 青森市長島三丁目11番地12号

公益社団法人

青森県宅地建物取引業協会

会長

藤 林 吉 明

乙 青森市長島二丁目5番6号

公益社団法人

全日本不動産協会青森県本部

本部長

高 橋 克 彦

丙 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44番地2

外ヶ浜町

外ヶ浜町長

山 崎 結 子